

令和6年1月29日

政府調達に関する協定（WTO協定）の基準額の改正について（通知）

政府調達に関する協定の基準額が改正され、令和6年度及び令和7年度に締結する調達契約については、下記の基準額を適用することをお知らせします。

記

1 政府調達に関する協定の適用基準額

| 区 分                                             | 令和6・7年度    | 令和4・5年度    |
|-------------------------------------------------|------------|------------|
| 物品等の調達契約                                        | 3,600万円    | 3,000万円    |
| 特定役務のうち建設工事の調達契約                                | 27億2,000万円 | 22億8,000万円 |
| 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 | 2億7,000万円  | 2億2,000万円  |
| 特定役務のうち上記以外の調達契約                                | 3,600万円    | 3,000万円    |

2 令和6・7年度の適用基準額は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までに締結する調達契約について適用します。

3 適用基準額は予定価格（税込）です。